

(福島県報第四百四十八号付録)

令和五年
十二月 中

福島県報

目録

定例
第四百三十八号から
第四百四十五号まで
第六十号から
第六十八号まで

条例

| | | | | |
|---|--|---|----|---|
| 五 | 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例 | 元 | 65 | 一 |
| 五 | 福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例 | 元 | 65 | 一 |
| 六 | 福島県防災会議条例の一部を改正する条例 | 元 | 65 | 一 |
| 六 | 福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例 | 元 | 65 | 二 |
| 六 | 福島県医療法施行条例の一部を改正する条例 | 元 | 65 | 二 |
| 六 | 福島県農地中間管理事業の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 | 元 | 65 | 二 |
| 六 | 福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 | 元 | 65 | 二 |
| 六 | 福島県流域下水道条例の一部を改正する条例 | 元 | 65 | 二 |
| 六 | 福島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 元 | 65 | 三 |
| 六 | 福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 元 | 65 | 三 |
| 六 | 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 | 元 | 65 | 三 |
| 六 | 福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例 | 元 | 65 | 三 |

日 号外 ページ

| | | | | |
|---|--|---|----|---|
| 七 | 福島県監査委員に関する条例の一部を改正する条例 | 元 | 65 | 四 |
| 七 | 県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例 | 元 | 66 | 一 |
| 七 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 元 | 66 | 一 |
| 七 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 元 | 66 | 一 |
| 七 | 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 | 元 | 66 | 二 |
| 七 | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 | 元 | 66 | 二 |
| 七 | 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 | 元 | 66 | 二 |
| 七 | 福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 | 元 | 66 | 二 |
| 七 | 福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 | 元 | 66 | 二 |
| 七 | 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 | 元 | 66 | 二 |
| 七 | 福島県市町村立学校職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 | 元 | 66 | 三 |

規則

訓 令

| | | | |
|---|--|---|----|
| 四 | 福島県一般旅券発給申請等手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 | 一 | 五六 |
| 五 | 福島県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 | 五 | 五三 |
| 五 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | 五 | 五三 |
| 五 | 福島県旅館業法施行細則の一部を改正する規則 | 三 | 六一 |
| 五 | 福島県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 | 三 | 六一 |
| 五 | 福島県理容師法施行細則の一部を改正する規則 | 三 | 六一 |
| 五 | 福島県美容師法施行細則の一部を改正する規則 | 三 | 六一 |
| 五 | 福島県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則 | 三 | 六一 |
| 五 | 福島県興行場法施行細則の一部を改正する規則 | 三 | 六一 |
| 五 | 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則 | 三 | 六一 |

告 示

| | | | |
|----|--|---|----|
| 一四 | 福島県会計年度任用職員任用等管理規程の一部を改正する訓令 | 八 | 五七 |
| 七九 | 地方公務員法により分限処分をした件 | 一 | 五八 |
| 七〇 | 大規模小売店舗の新設の届出について意見があつた件 | 一 | 五八 |
| 七二 | 同 | 一 | 五九 |
| 七三 | 保安林の指定をした旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 | 一 | 五九 |
| 七三 | 保安林等の皆伐面積の残存許容限度を公表する件 | 一 | 六〇 |
| 七四 | 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 | 五 | 五四 |
| 七五 | 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があつた件 | 五 | 五四 |

| | | | |
|----|---|---|----|
| 七六 | 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があつた件 | 五 | 五四 |
| 七七 | 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 | 五 | 五五 |
| 七八 | 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 | 五 | 五五 |
| 七九 | 同 | 五 | 五五 |
| 七〇 | 保安林の指定をした旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 | 五 | 五五 |
| 七三 | 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 | 五 | 五五 |
| 七三 | 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件 | 八 | 五七 |
| 七三 | 同 | 八 | 五七 |
| 七四 | 同 | 八 | 五八 |
| 七五 | 同 | 八 | 五八 |
| 七六 | 同 | 八 | 五九 |
| 七六 | 土地改良区の定款の変更を認可した件 | 八 | 五九 |
| 七六 | 同 | 八 | 五九 |
| 七九 | 保安林の指定を解除する予定である旨通知があつた件 | 八 | 五九 |
| 七〇 | 保安林の指定をする予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 | 八 | 五〇 |
| 七三 | 道路の区域を変更する件 | 八 | 五〇 |
| 七三 | 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 | 八 | 五〇 |
| 七三 | 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件 | 三 | 五三 |
| 七四 | 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨通知があつた件 | 三 | 五四 |
| 七五 | 大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件 | 五 | 五六 |
| 七六 | 道路の区域を変更する件 | 五 | 五六 |
| 七七 | 道路の供用を開始する件 | 五 | 五九 |

公 告

| | | | |
|----|--|---|----|
| 七六 | 産業廃棄物処理施設設置の許可の申請があった件 | 一 | 五九 |
| 七五 | 土地改良区の定款の変更を認可した件 | 一 | 五二 |
| 七〇 | 県営土地改良事業計画を定めた件 | 一 | 五二 |
| 七四 | 県営土地改良事業計画を変更した件 | 一 | 五二 |
| 七四 | 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨通知があった件 | 一 | 五二 |
| 七三 | 保安林の指定をする予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 | 一 | 五四 |
| 七四 | 保安林の指定実施要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 | 一 | 五四 |
| 七五 | 道路の供用を開始する件 | 一 | 五五 |
| 七六 | 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 | 一 | 五五 |
| 七七 | 同 | 一 | 五五 |
| 七六 | 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 | 一 | 五九 |
| 七九 | 地籍調査の成果について認証した件 | 一 | 五九 |
| 七〇 | 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨通知があった件 | 一 | 五九 |
| 七一 | 国定公園の公園事業を変更した件 | 一 | 五九 |
| 七二 | 特定水産資源について知事管理漁獲可能量を定めた件 | 一 | 五九 |
| 七三 | 公有水面埋立てについて竣功を認可した件 | 一 | 五九 |
| 七四 | 同 | 一 | 五九 |
| 七五 | 道路の区域を変更する件 | 一 | 五七 |
| 七六 | 同 | 一 | 五七 |
| 七七 | 道路の供用を開始する件 | 一 | 五七 |
| 七八 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 | 一 | 五九 |
| 七九 | 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 | 一 | 五九 |

| | | | |
|----|----------------------------|---|----|
| 三三 | 職員表彰を実施した件 | 一 | 五九 |
| 三三 | 随意契約の相手方を決定した件 | 一 | 五〇 |
| 三三 | 肥料を登録した件 | 一 | 五二 |
| 三四 | 肥料の登録の有効期間を更新した件 | 一 | 五二 |
| 三五 | 肥料の検査の結果の概要を公表する件 | 一 | 五二 |
| 三六 | 土地改良区の役員の住所に変更があった旨届出があった件 | 一 | 五二 |
| 三七 | 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 | 一 | 五二 |
| 三八 | 肥料の登録事項に変更がある旨届出があった件 | 一 | 五二 |
| 三九 | 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 | 一 | 五五 |
| 四〇 | 同 | 一 | 五五 |
| 四一 | 落札者を決定した件 | 一 | 五九 |
| 四二 | 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 | 一 | 五〇 |
| 四三 | 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 | 一 | 五〇 |
| 四四 | 浸水想定区域を指定した件 | 一 | 五〇 |
| 四五 | 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件 | 一 | 五六 |
| 四六 | 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 | 一 | 五六 |
| 四七 | 浸水想定区域を指定した件 | 一 | 五七 |
| 四八 | 同 | 一 | 五七 |
| 四九 | 随意契約の相手方を決定した件 | 一 | 五七 |
| 五〇 | 同 | 一 | 五七 |
| 五一 | 同 | 一 | 五八 |
| 五二 | 財政状況を公表する件 | 一 | 一 |
| 五三 | 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 | 一 | 五三 |
| 五四 | 随意契約の相手方を決定した件 | 一 | 五四 |
| 五五 | 落札者を決定した件 | 一 | 五四 |
| 五六 | 徴税吏員証票を無効とする件 | 一 | 五九 |

福島県企業局

規程

七 福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

二六 六七 七

福島県病院局

規程

九 福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

二六 六八 一

福島県教育委員会

規則

三 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

二六 六八 一六

訓令

五 福島県教育委員会会計年度任用職員任用等管理規程の一部を改正する訓令

八 五一

福島県公安委員会

規則

八 福島県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

二六 六八 二四

福島県警察本部

公告

六 落札者を決定した件

八

七 同

二九 二九 五九

八 同

二九 二九 五九

福島県選挙管理委員会

告示

三 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件

三 五六

四 政治団体設立の届出があった件

三 一

五 政治団体の届出事項の異動の届出があった件

三 一

六 政治団体の解散の届出があった件

三 二

七 資金管理団体の届出事項の異動の届出があった件

三 二

八 政治団体の収支報告書の要旨を告示する件

三 二

九 審査の申立てについて裁決した件

三 六

一〇 同

三 六

福島県監査委員

公表

二四 監査公表

二六 一

二五 同

二六 八

二六 同

二六 二

福島県人事委員会

規則

| | | | |
|--|----|----|----|
| 一七 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 | 一六 | 67 | 一五 |
| 一六 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 | 一六 | 67 | 一七 |
| 一五 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 | 一六 | 67 | 一七 |
| 一〇 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 | 一六 | 67 | 一三 |

福島海区漁業調整委員会

指示

七 漁業法により指示する件

三 五七六

正誤

| | | |
|-----------------------|----|-----|
| 令和五年十一月十日付け定例第四百三十二号中 | 一五 | 五八〇 |
| 令和五年五月十六日付け定例第三百八十四号中 | 三 | 五九五 |